

愛媛県山村振興基本方針

平成28年1月

愛 媛 県

目 次

	頁
I 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 振興山村の概要	
(2) 自然的条件	
(3) 社会的及び経済的条件	
II 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 山村振興対策の実施状況	
(2) 山村振興の現状と評価、今後の課題	
III 振興の基本方針及び振興施策・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 振興の基本方針	
(2) 振興施策	
① 交通施策に関する基本的事項	
② 情報通信施策に関する基本的事項	
③ 産業基盤施策に関する基本的事項	
④ 経営近代化施策に関する基本的事項	
⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	
⑥ 文教施策に関する基本的事項	
⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項	
⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項	
⑨ 集落整備施策に関する基本的事項	
⑩ 国土保全施策に関する基本的事項	
⑪ 交流施策に関する基本的事項	
⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	
⑬ 担い手施策に関する基本的事項	
⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	
⑮ その他施策	
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連・・・・・・・・	12

山村振興基本方針書

都道府県名	愛媛県
作成年度	平成27年度

I 地域の概況

(1) 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町は、全 20 市町のうち 15 市町となっている。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	20	15	75%
面積	5,678k m ²	2,203k m ²	38.8%
人口	1,431,493 人	56,747 人	4.0%
若年者比率(15～64歳)	60.4%	52.0%	—
高齢者比率(65歳以上)	26.6%	37.3%	—

(注) 平成22年国勢調査・該当市町調査

本県の振興山村の指定状況等

郡 名	区 域			指定番号	指定年度	財政力指数(H25)	
	市町村名	(合併前市町村名)	旧市町村名				
上浮穴郡	松山市		湯山村、五明村	第1,122号	4 6	0.70	
	新居浜市	(別子山村)	坂本村	第1,213号	4 7	0.74	
			別子山村	第1,211号	4 7	0.72	
			大保木村、加茂村	第1,214号	4 7		
	西条市	西条市	千足山村	第1,215号	4 7		
			桜樹村	第 654号	4 4	0.34	
	大洲市	大洲市	南久米村、菅田村				
			大川村、柳沢村				
	伊予郡	伊予市	○	上須戒村	第 296号	4 2	
				肱川村	第 656号	4 4	
		四国中央市	(新宮村)	河辺村	第 461号	4 3	0.42
				中山町	第1,212号	4 7	0.81
		西予市	(宇和町)	新立村	第1,123号	4 6	0.24
				(野村町)	第 295号	4 2	
		東温市	○	下宇和町	第 158号	4 1	
溪筋村、惣川村							
遊子川村、土居村							
高川村、魚成村				第 458号	4 3	0.50	
三内村	第1,216号			4 7	0.58		
龍岡村	第 879号			4 5	0.18		
今治市		川瀬村、父二峰村	第 459号	4 3			
久万高原町	○	面河村	第 157号	4 1			
		美川村					
伊予郡	○	○	弘形村、仕七川村				
		○	中津村	第 62号	4 0		
喜多郡	○	○	柳谷村、中津村	第 655号	4 4		
		○	広田村	第 880号	4 5	0.45	
		○	満徳村	第 881号	4 5	0.26	
北宇和郡	○	○	御祓村	第 460号	4 3		
		○	五十崎町	第 63号	4 0		
		○	小田町	第 657号	4 4	0.15	
南宇和郡	○	○	参川村、田渡村	第 294号	4 2	0.21	
		○	松丸町、吉野生村	第 882号	4 5	0.23	
		○	三島村、愛治村	第 159号	4 1		
愛南町	○	○	日吉村				
		○	緑僧都村				
		○	一本松村				

注) 市町名末尾の○は全部山村であることを示す。(平成 27 年 4 月 1 日現在)

(2) 自然的条件

ア 地理、地勢

- ・ 本県は、四国の西北部に位置し、東西は東経 132 度 00 分から 133 度 43 分、南北は北緯 32 度 54 分から 34 度 18 分にわたり、東部は香川・徳島両県と、南部は高知県と接している。
- ・ 本県の総面積は、約 5,678 km² (国土の 1.5%) で四国全体の約三分の一を占めている。東西には、中央構造線が横断し、北側は瀬戸内海に面した平野が広がり、南側は石鎚山に代表される急峻な四国山地がそびえている。
- ・ 県内は、全般的に平野地が少なく、山地が多い地形となっているほか、波穏やかな瀬戸内海やリアス式海岸の宇和海には、200 余りの大小様々な島が浮かび、内陸部には雄大な四国カルストが広がるなど、海山両面の自然の景観に恵まれた地形となっており、特に、1,704 km に及ぶ海岸線の長さは全国第 5 位となっている。
- ・ 本県の振興山村市町は 15 市町 (平成 26 年時点) であり、このうち振興山村の面積は、2,203km² (全県面積の 38.8%) となっている。

イ 気候

- ・ 本県は、日照時間に恵まれた温暖な気候であり、特に瀬戸内海沿岸地域では、降水量の少ない半海洋・半内陸性の気候となっている。一方、県南西部の宇和海沿岸地域は、降水量が比較的多く、暖流の影響により平均気温が高いものの、冬には積雪も見られる。このほか、久万高原町に見られるように、四国山地には、夏は涼しく、冬はスキー場を開設できるような内陸高原山地気候もあるなど、多様な気候を有している。

	平均気温 (平年)	年間降水量 (平年)	年間日照時間 (平年)
西条市	15.9℃	1,392.7 mm	1,833.1h
松山市	16.5℃	1,314.9 mm	2,017.1h
宇和島市	16.8℃	1,648.5 mm	1,940.9h

(3) 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

- ・ 平成 22 年の振興山村の人口は、56,747 人で県全体の 4.0% を占めている。平成 22 年の人口を対平成 17 年でみると、6,134 人減少しており、県の減少率を大幅に上回っている。
- ・ 一方、65 歳以上の高齢者が占める割合は、平成 12 年 32%、平成 17 年 35%、平成 22 年 37% と、高齢化がすすんでおり、またその割合も県における割合 (平成 22 年 26.6%) を大きく上回っている。

イ 生活環境

- ・ 平成 22 年の振興山村の集落数は 553、1 集落当たりの世帯数は約 41 戸で、複雑に起伏する急峻な地形によって集落は概して散在している。
- ・ また、基幹集落の平均標高は 275m となっている。住民の生活道である市町道の改良率は 49.9% と依然低く、水道普及率は 81.7% にとどまっているなど、更なる整備が必要となっている。
- ・ 医療関係については、振興山村に 10 の無医地区がある。(数字は該当市町調査)

山村地域の人口の推移

(単位：人・%)

区 分		昭和 45 年	昭和 55 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
山村地域	実 数	94,292	79,346	71,247	68,452	65,915	62,881	56,747
	増減率		△15.9	△10.2	△3.9	△3.7	△4.6	△9.8
県全体	実 数	1,418,124	1,506,637	1,515,052	1,506,700	1,493,092	1,467,615	1,431,493
	増減率		6.2	0.6	△0.5	△0.9	△1.7	△2.5

(注) 平成 22 年国勢調査・該各市町調査

振興山村における年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年 度	総数	0 歳～14 歳	15 歳～29 歳	30 歳～44 歳	45 歳～64 歳	65 歳以上
昭和 45 年	94,292 (100%)	24,302 (26%)	15,409 (16%)	20,250 (21%)	22,414 (24%)	11,917 (13%)
昭和 55 年	79,346 (100%)	15,052 (19%)	12,312 (15%)	13,991 (18%)	24,592 (31%)	13,399 (17%)
平成 2 年	71,247 (100%)	11,221 (16%)	8,697 (12%)	12,695 (18%)	21,783 (30%)	16,851 (24%)
平成 7 年	68,452 (100%)	9,912 (15%)	8,358 (12%)	10,975 (16%)	19,886 (29%)	19,321 (28%)
平成 12 年	65,915 (100%)	8,797 (13%)	8,340 (12%)	9,732 (15%)	18,276 (28%)	20,779 (32%)
平成 17 年	62,881 (100%)	7,582 (12.1%)	6,914 (11.0%)	8,683 (13.8%)	17,571 (27.9%)	21,982 (35.0%)
平成 22 年	56,747 (100%)	6,040 (10.6%)	5,516 (9.7%)	7,584 (13.4%)	16,450 (29.0%)	21,184 (37.3%)

(注) 平成 22 年国勢調査・該各市町調査

ウ 産業構造の動向

- 平成 22 年度の振興山村における就業人口は 24,194 人と県全体の 3.7%にすぎない。しかし、県内の農林漁業者に対する振興山村の農林漁業者の占める割合は 10.2%となっており、振興山村においては第一次産業が依然として中心的な産業となっている。
- 平成 22 年度の振興山村の耕地面積は 4,751ha で、対平成 17 年比で 90.4%となっており、減少傾向にある。主な農産物は、米のほか、地域特性を生かした柑橘をはじめとする果樹や野菜、園芸作物などである。
- 県内の振興山村の林野率は 83.6%である。近年、木材価格の低迷等による経営意欲の減退のため、林業就業者が減少するとともに高齢化が進行している。このため、特に人工林において間伐等の手入れが不足している。
- 漁業関係においては、アユやアマゴ等の漁業生産物は、地域の伝統的な郷土料理の食材や特産品として、地域振興における重要な役割を果たしている。

振興山村における産業別就業者数の動向

(単位：千人、%)

年 度	振興山村			
	全 体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
昭和 45 年	52,590 (100%)	33,837 (64%)	7,148 (14%)	11,605 (22%)
昭和 55 年	44,078 (100%)	20,800 (47%)	10,293 (23%)	12,985 (30%)
平成 2 年	37,987 (100%)	13,178 (35%)	11,363 (30%)	13,446 (35%)
平成 7 年	36,781 (100%)	11,754 (32%)	10,807 (29%)	14,220 (39%)
平成 12 年	34,315 (100%)	9,104 (27%)	10,292 (30%)	14,919 (43%)
平成 17 年	28,329 (100%)	6,872 (24%)	6,508 (23%)	14,947 (52.8%)
平成 22 年	24,194 (100%)	5,367 (22%)	4,777 (19.7%)	14,041 (58%)

(注) 平成 22 年国勢調査・該当市町調査

振興山村と全県の産業就業人口の比較

(単位：人・%)

区 分	総 数		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
山村地域	24,194	100	5,367	22	4,777	20	14,041	58
全 県	651,605	100	52,430	8	154,858	25	425,321	67
山村地域の 占める割合	3.7		10.2		3.1		3.3	

(注) 平成 22 年国勢調査・該当市町調査

振興山村における土地利用の状況

(単位：ha、%)

年度	振興山村						
	総土地 面積	耕地面積					林野面積
			田	畑	樹園地	その他	
平成 17 年	220,296	5,256 (2.4%)	2,380 (1.1%)	1,707 (0.8%)	1,169 (0.5%)	0 (0%)	188,629 (85.6%)
平成 22 年	220,296	4,751 (2.2%)	2,279 (1.0%)	1,416 (0.6%)	1,055 (0.5%)	1 (0%)	184,621 (83.6%)

(注) 平成 22 年国勢調査・該当市町調査

エ 交通・通信の状況

- ・ 振興山村の中心から最寄りの人口集中（D I D）地区までの距離は、平均で 20km 以上の遠距離にあり、中には 50km 以上の地区もある。また、山間部を走る必要があることから、D I D地区まで1時間以上要する振興山村が多い。
- ・ 振興山村を中心として携帯電話・ブロードバンド（インターネット）を利用できない地域が依然として存在し、都市部との間には情報格差がある。

オ 財政の状況

- ・ 振興山村を包括する市町の財政力指数（平成 25 年度）は、四国中央市が 0.81、新居浜市が 0.74、西条市が 0.72、松山市が 0.70 となっているが、その他の市町のほとんどは 0.50 未満となっており、自主財源の乏しい市町が多い。

II 現状と課題

(1) 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年度から47年度にかけて46地域が振興山村として指定されており、現在15市町が振興山村を有している。これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から今日に至るまで、6期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきた。

(2) 山村振興の現状と今後の課題

振興山村を概観すると、平地が少ないため、農業の規模拡大は難しく、また、若年層を中心とする人口の流失と少子化・高齢化が進行しており、山村の活力の低下と担い手の不足により、国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。

今後の山村振興に当たっては、格差是正という視点に加え、山村の自立的な発展は都市住民を含めた重要な課題であるという認識のもと、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得向上と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

III 振興の基本方針及び振興施策

(1) 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしているとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は本県にとって重要な課題である。

また、情報化の推進、地域間交流の促進、美しい景観の整備及び地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割は益々重要なものとなってきている。

しかしながら、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進行や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきている。

山村地域が有する役割、当面している課題等を考慮し、山村地域をみんなで支え合うという視点に立って、地域の個性・多様性を生かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

これらを達成するため、次のとおり各施策において山村振興対策に取り組んでいく。

(2) 振興施策

① 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町道まで、地域の実情を勘案しながら路線の重要度や整備効果に着目し、重点的かつ効率的に整備を進め、道路網の充実を図る。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、鉄道、バス等の生活交通の維持・確保に努める。

主な施策

- ・ 地域の活性化、定住や地域間交流の促進、産業の振興を支援する道路の整備
- ・ 橋梁、トンネル、法面等の防災対策による緊急輸送道路等の安全確保
- ・ 道路施設の計画的な維持管理、修繕、更新による長寿命化
- ・ 歩道整備やバリアフリー化などの高齢者等に配慮した道路の整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保、利便性の向上

② 情報通信施策に関する基本的事項

山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅など様々な分野で情報化を図るとともに、高度情報通信社会に対応したひとづくりやインターネット等情報通信ネットワークを利用できる基盤整備を進める。

主な施策

- ・ 地域におけるニーズ・実情に応じた情報化の推進
- ・ 高度情報通信社会を担うひとづくり
- ・ 生活に密着した情報通信基盤の整備

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、多面的機能を有する森林及び山村環境の基盤整備を進める。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道・港湾整備等の農業生産基盤整備、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ 豊富な農林水産物などの資源を活用した産業の誘致などによる地域の特性に応じた企業立地の促進
- ・ 多様な事業主体による、地域資源を活用した6次産業化をはじめとする起業推進
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道等の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫獣害対策や林野火災防止の推進等、森林の保全管理

④ 経営近代化施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、農林業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工、販売等の地場産業との連携強化や流通、消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工、流通、販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

主な施策

【農業部門】

- ・ 適地適作を基本に品質の向上に努めるとともに、多彩な産地銘柄の育成
- ・ ほ場、かんがい排水施設、農道等の整備・更新と耕作放棄地の解消
- ・ 消費者ニーズに対応した完熟栽培や有機・減農薬栽培等の個性化商品、健康志向に即した機能性食品の開発、農商工連携や6次産業化等による高付加価値・高収益農業の実

現

【林業部門】

- ・ 森林の持続可能な管理・経営と森林資源の循環活用の促進
- ・ 県民全体でえひめの森林を直接的・間接的に守り育てるための担い手の育成
- ・ 林道・作業道など林業生産基盤の整備状況や生育状況などに応じた森林の適正整備
- ・ 川上（山側）から川下（都市側）まで、流域全体が一体となった林業振興と森林資源を活用した循環型の新たな産業の創出

【水産業部門】

- ・ 収益性の高い漁業への転換、力強く有能な担い手づくりの実現
- ・ 農商工連携、海外市場を視野に入れた水産物の新たな販路開拓
- ・ 加工利用技術の開発推進と広域流通体制の整備促進

【地場産業の振興】

- ・ 果樹、畜産物、高冷地野菜、花き、工芸作物、まゆ、林産物等地域資源を活かしたアグリビジネスの振興
- ・ ふるさと産品・むらおこし産品の開発等による農林畜産物加工業や地域の特産品産業の振興と新たな産業おこしの推進

【商業の振興】

- ・ 地域の食や特産品を活かした商品開発、インターネット等を活用した商品販売の促進
- ・ 道の駅等と連携した地域行事に併せたイベントの実施による地域内外からの集客拡大

⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

また、地域資源である小水力やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの利活用に取り組む。

主な施策

- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興
- ・ 繊維、木製品、食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 小水力・バイオマス発電等の導入促進
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 観光業の振興
- ・ 企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

⑥ 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、都市部に比べて児童の減少が進み、小規模校の増加や小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

このため、山村におけるより一層の教育環境の向上を図るため、耐震化を含めた公立学校等の施設整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、

遠距離児童生徒等のための交通機関の確保を図る。また、地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進するとともに、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備を図る。その際、山村外に居住する子供に対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮した施策を展開する。

主な施策

- ・ 公立学校等の教育施設整備等の整備
- ・ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備
- ・ 地域文化の振興等に係る施設の整備
- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的・文化的遺産の保存・継承

⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上下水道等の整備とともに、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められている。

医療においては、医師の不足により、診療日や診療時間が限られているなどの問題を抱えている。また、若年層が減少し、少子化が進行している。

このため、下水道・浄化槽等の污水处理施設の計画的・効率的な整備、快適な居住環境の確保等の生活基盤の整備を推進する。また、医師の確保、救急車の整備など医療体制の整備充実を図るとともに、少子化に対応した対策の推進に努める。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設、污水处理施設の整備
- ・ 廃棄物の適正処理
- ・ 消防用設備の整備充実の促進
- ・ へき地医療拠点の整備及び医師の確保
- ・ 患者輸送車などの整備の推進、患者輸送体制の充実
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進

⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化が全国を上回るペースで進行する中、高齢者が介護が必要となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実強化はもとより、生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりが求められている。

このため、「高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり」、「高齢者が住み慣れた地域で暮らせる社会づくり」、「高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり」、「介護保険制度を支える仕組みづくり」の4つの施策の目指す方向を定め、具体的施策を推進する。

主な施策

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 地域包括ケアシステムの構築の推進
- ・ 在宅中重度者や認知症高齢者への対応の強化
- ・ 介護サービスの質の向上と効率的なサービス提供体制の構築
- ・ 介護人材確保対策の推進

⑨ 集落整備施策に関する基本的事項

山村集落においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上及び増加傾向にあるU J I ターン者及び移住者等への対応を図るため、交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、集落としての基礎的条件を維持することが困難な場合においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を進める。

主な施策

- ・ 農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住、定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や「集落支援員」「地域おこし協力隊」の導入等による人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 小さな拠点づくりによる日常生活機能等の確保と地域内ネットワークの強化

⑩ 国土保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから、山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともにその有する多面にわたる機能の発揮を図るため、施設整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源の涵養を図るための治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するための治水、砂防、海岸保全等の推進、ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保

⑪ 交流施策に関する基本的事項

山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ、技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。また、将来的にU J I ターンにつながることも期待される。

このため、山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進に向け、交流施設の整備を促進するとともに、山村の交流情報の収集・提供、人材（体験指導者、地域をコーディネートする人材等）の育成、地域内連携による受入態勢整備等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備及び有効活用
- ・ 空き家バンクの活用など地域における受入体制の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健、休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が有する多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、農林産物等の利活用と併せて、生活水準の向上や価値観の変化など、多様化する県民のニーズに的確に対応しうる地域の特性に応じた森林、農用地等及び山村環境の保全を進める。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、またはこれらの施業に必要な道路網整備の推進
- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備等による農地の保全
- ・ 農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進

⑬ 担い手施策に関する基本的事項

第一次産業就業者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保、育成することが極めて重要である。

しかし、山村の基幹産業である農林水産業は、農産物価格や木材価格の低迷等により停滞しており、後継者不足、配偶者不足、若年層の流出という問題が生じている。

このため、地域の中核的な担い手や経営体及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進するなど、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

また、女性が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進する。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 女性の能力を發揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保

⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

山村における過疎化や高齢化の進展で耕作放棄地が増加し、イノシシやニホンジカ等の生息分布域が拡大して農林業を中心に深刻な被害をもたらしているほか、市街地においてもイノシシが出現し住民を襲う事例が発生するなど生活環境への影響も現れ始め、社会的問題となっている。

このため、地域の特性や鳥獣の種類など環境に適した対策を農林水産業の振興と鳥獣の保護及び管理との調整を図りながら、総合的に進める。

主な施策

- ・ 防護柵等の防除施設及び緩衝帯の整備、放置農作物の除去、耕作放棄地の解消、大学等の研究機関と連携した地域に適した防除方法の確立等による被害防除の推進
- ・ 捕獲従事者の育成及び組織化、捕獲奨励金の交付等による有害鳥獣捕獲の促進
- ・ 被害防止対策に関する技術指導者の育成、農業者等への技術指導等による普及啓発
- ・ 野生鳥獣の生息に適する森林の育成に配慮した生息環境の保全整備の推進

⑮ その他施策

本県の山村においては、人口の減少や高齢化は避けられず、活力が低下してきている。このため、地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・ 女性の労働環境の整備
- ・ 都市生活者の受入体制の整備
- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進
- ・ 起業支援

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、政策の方向性などを示す第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」第2期アクションプログラム（平成27年5月）を作成し、「愛のくに愛顔（えがお）あふれる愛媛県」の実現に向け、各種施策の推進に取り組んでいる。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域自立促進方針（平成27年11月）が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。